

令和6年4月22日

保護者様

京都市立深草中学校  
校長 高橋 俊行

## 台風や地震に対する非常措置についてのお知らせ

温暖の候、保護者の皆様におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。日頃は本校の教育活動にご理解とご協力を頂きありがとうございます。

さて、本校においては、台風等により京都市(※テレビ・ラジオにおいては、「京都南部」または、「京都・亀岡」地域と報道される場合があります。)に『特別警報』または『暴風警報』が発令されたり、京都市において『震度5弱以上の地震』が発生したりした場合には、下記のような措置をとりますので、テレビ・ラジオ・インターネット等の報道に十分注意してください。

## 1 『特別警報』が発令された場合

- ① 登校前に発令された場合は、『特別警報』が解除されるまでは「命を守る行動」をとることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させて下さい。
- ② 『特別警報』が解除された場合については、以下の措置をとります。

『特別警報』解除の時刻等	措置（登校時間）	給食の有無
午前0時までに解除になった場合	5時限目から授業(13:10登校)	無
午前0時現在、特別警報が発令中の場合	臨時休業	無

- ③ 在校中に発令された場合は、臨時休業とします。下校の安全が確認できるまで、生徒は学校待機します。また、ホームページ・「すぐーる」配信により、保護者に対し「学校での待機」・「外部の避難場所への移動」・「保護者への引き渡し」・「帰宅」などの連絡をします。

## 2 『暴風警報』が発令された場合

- ① 登校前に発令された場合は、『暴風警報』が解除されるまで登校を見合わせ、自宅待機させて下さい。
- ② 『暴風警報』が解除された場合については、以下の措置をとります。

『暴風警報』解除時刻	措置	給食の有無
午前7時までに解除になった場合	平常授業(8:25登校)	有
午前9時までに解除になった場合	3時限目から授業(10:35登校)	有
午前11時までに解除になった場合	5時限目から授業(13:10登校)	無
午前11時現在、警報発令中の場合	臨時休業	
土曜日、日曜日、祝日及び長期休業中に発令された場合(部活動)	①午前7時までに解除 → 予定通りの活動 ②午前11時までに解除 → 午後からの活動 ③午前11時現在も発令中 → すべての活動中止	

- ③ 在校中に発令された場合、下校の安全が確認できるまで学校に留め置くこととし、気象状況、帰宅に要する時間、通学路の状況、ご家庭の状況などに十分に配慮し、授業を中止する・帰宅させるなどを決定します。

裏へ続きます。

### 3『震度5弱以上の地震』が発生した場合

- ① 京都市内において『震度5弱以上の地震』が発生した場合は、次の登校日を臨時休業とします。
- ② 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校や近隣の被災状況を確認のうえ改めて学校からホームページや「すぐーる」配信により連絡します。

『震度5弱以上の地震』発生時刻	措置
下校後、午前0時までに発生した場合	翌日を臨時休業
午前0時以降に発生した場合	当日を臨時休業
休業日、休業前日に発生した場合	原則として休業明けの日を臨時休業

(例:金曜日の下校後に震度5弱以上の地震が発生した場合は、翌月曜日は臨時休業とする。)

- ③ 在校中に発生した場合は、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととします。帰宅については、保護者への引き渡し帰宅としますので、保護者の皆様も安全には十分ご留意のうえ、本校へお越し下さい。
- ④ 災害時、急に考えたり行動することは難しく、普段から備えておくことが重要です。大規模な自然災害が起きたとき、起きそうなときに命を守るために「いつ」「どこへ」「どのような」行動をとるのか、ご家庭でも話合いや確認をお願いします。

以上、お子様にもその旨ご指導をいただきますようお願いします。